



知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公示する。

令和 6 年 4 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項	令和6年5月1日	一般社団法人福岡県労働者福祉協議会事業費補助金交付の申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項、第5条第1項第1号	令和6年5月1日	一般社団法人福岡県労働者福祉協議会事業費補助金の申請事項及び内容の変更の申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第3号	令和6年5月1日	一般社団法人福岡県労働者福祉協議会事業費補助金中止（廃止）申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第13条	令和6年5月1日	一般社団法人福岡県労働者福祉協議会事業費補助金の実績報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項	令和6年5月1日	福岡県労働災害防止事業費補助金交付の申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項、第5条第1項第1号	令和6年5月1日	福岡県労働災害防止事業費補助金の申請事項及び内容の変更の申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第3号	令和6年5月1日	福岡県労働災害防止事業費補助金中止（廃止）申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第13条	令和6年5月1日	福岡県労働災害防止事業費補助金の実績報告

- 2 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続

旅行業法（昭和27年法律第239号）	第3条	令和6年5月1日	旅行業及び旅行業者代理業の新規登録申請
旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）	第1条の2		
旅行業法（昭和27年法律第239号）	第6条の3第1項	令和6年5月1日	旅行業の更新登録申請
旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）	第1条の2		
旅行業法（昭和27年法律第239号）	第6条の4第1項	令和6年5月1日	旅行業の変更登録申請
旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）	第4条の2第1項		
旅行業法（昭和27年法律第239号）	第23条	令和6年5月1日	旅行サービス手配業の新規登録申請
旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）	第42条		
通訳案内士法（昭和24年法律第210号）	第20条第1項	令和6年5月1日	全国通訳案内士の新規登録申請
通訳案内士法（昭和24年法律第210号）	第23条第1項	令和6年5月1日	全国通訳案内士の登録事項変更届出
通訳案内士法（昭和24年法律第210号）	第24条	令和6年5月1日	全国通訳案内士の登録証再交付申請
通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号）	第21条	令和6年5月1日	全国通訳案内士の業務の廃止等の届出
通訳案内士法（昭和24年法律第210号）	第20条第1項、第57条	令和6年5月1日	地域通訳案内士の新規登録申請
通訳案内士法（昭和24年法律第210号）	第23条第1項、第57条	令和6年5月1日	地域通訳案内士の登録事項変更届出
通訳案内士法（昭和24年法律第210号）	第24条、第57条	令和6年5月1日	地域通訳案内士の登録証再交付申請
通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号）	第21条、第37条	令和6年5月1日	地域通訳案内士の業務の廃止等の届出

福岡県告示第270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第

14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生420	博多心臓血管病院附属さかど駅前内科クリニック	糟屋郡粕屋町酒殿四丁目16-1	R6・4・1
粕生419	医療法人MED I-K かどうか内科	糟屋郡粕屋町原町一丁目7-8	R6・3・1
古生64	古賀おなかぼんぼん内科クリニック	古賀市美郷203	R6・3・1
古生65	みみ・はな・のどきりんクリニック古賀	古賀市今の庄二丁目2-14	R6・4・1
宰生116	きむら内科・脳神経クリニック	太宰府市高雄一丁目3692-1	R6・3・1
飯生351	医療法人前田眼科クリニック	飯塚市枝国666-48	R6・3・1
粕生歯87	合屋歯科・こども歯科	糟屋郡須恵町大字須恵800-1	R6・4・1
粕生歯86	うえだ歯科クリニック	糟屋郡宇美町ゆりが丘一丁目4-6	R6・3・1
粕生歯88	くらしげ歯科クリニック	糟屋郡粕屋町長者原東二丁目10-33	R6・4・1
像生歯89	えとう歯科医院	宗像市赤間四丁目10-11	R6・3・1
小生歯66	りんご歯科	小郡市三沢4795-9	R6・3・1
小生歯67	たかこ歯科医院	小郡市津古字高田1108-1	R6・4・1
飯生歯178	秋元歯科クリニック	飯塚市川津707-1	R6・3・1
行生歯97	かわべ歯科医院	行橋市行事二丁目5-11	R6・4・1
粕生薬196	ファミリア薬局酒殿店	糟屋郡粕屋町酒殿四丁目16-3	R6・4・1
う生薬40	しずく調剤薬局吉井店	うきは市吉井町清瀬110-15	R6・4・1
み生薬39	ゆあら薬局	みやま市山川町尾野2039-3	R6・4・1
大生薬206	大牟田ユーカリ薬局	大牟田市大字三池555-17	R6・4・1
粕生訪27	福岡あい訪問看護ステーション	糟屋郡宇美町ひばりが丘三丁目27-21	R6・3・19

南筑後生訪4	訪問看護ステーションあいのさと	八女郡広川町大字吉常578-3	R6・4・1
飯生訪50	りはぶる訪問看護ステーション飯塚	飯塚市佐與1399-1	R6・4・1
田生訪42	あいむ訪問看護ステーション	田川市白鳥町4-2	R6・4・1
田生訪43	訪問看護ステーションライフズ	田川市大字楠600番地2	R6・4・1
中生訪10	定期巡回ステーション コピーヌ	中間市中鶴一丁目24-1	R6・3・1

### 福岡県告示第271号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
柳生訪8	訪問看護ステーション cuore	柳川市三橋町蒲船津371-5	R6・4・1

#### 2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕生412	かどうか内科	糟屋郡粕屋町原町一丁目7-8	R6・2・29
宰生113	きむら内科・脳神経クリニック	太宰府市高雄一丁目3692-1	R6・2・29
春生170	小西第一病院 春日クリニック	春日市桜ヶ丘二丁目15	R6・2・7
福地生153	医療法人溝口眼科医院	那珂川市道善二丁目71-2	R6・2・20

瀧生120	医療法人孝友会せいてつ眼科医院	三潞郡大木町大字大角1852番地1	R5・3・31
粕生歯38	うえだ歯科クリニック	糟屋郡宇美町ゆりが丘一丁目4-6	R6・2・29
像生歯24	江藤歯科医院	宗像市赤間四丁目10-11	R6・2・29
小生歯52	りんご歯科	小郡市三沢4795-9	R6・2・29
飯生歯121	藤田歯科医院	飯塚市綱分740-7	R6・2・29
飯生歯167	秋元歯科クリニック	飯塚市川津707-1	R6・2・29
遠生歯27	仲道歯科医院	遠賀郡水巻町頃末南一丁目13-27	R6・2・21
大生薬94	マリン調剤薬局上町店	大牟田市上町一丁目4-4	R5・12・31
647	ツタヤ薬局	中間市長津一丁目21-7	R5・4・30
宰生訪7	ふあみりいふ訪問看護	太宰府市五条四丁目2-5	R1・6・30

## 福岡県告示第272号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定の 辞退年月日
春生歯75	むらかわ歯科クリニック&LIFESHIFT矯正歯科	春日市春日原北町五丁目8-1	R6・3・21
筑紫生歯30	福原歯科医院	筑紫野市針摺中央二丁目14-1	R6・4・30
筑紫介歯34	内田歯科医院	筑紫野市美しが丘北二丁目11-10	R6・3・27

## 福岡県告示第273号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
糸島地生薬29	セガミ調剤薬局 前原店	ココカラファイン薬局 前原店	糸島市前原1791-6	R6・3・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
福津生訪10	訪問看護ステーション まる	福津市宮司二丁目13-18	福津市小竹二丁目1-1 コーポ沖A-102	R5・7・21
宰生訪16	訪問看護ステーションあおやま24	太宰府市青山二丁目4-11	太宰府市青山三丁目12-23	R6・3・1

## 福岡県告示第274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年4月30日



福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大野生マ56	福永 貴浩（株式会社オフアサポート 訪問マッサージ ハートナー）	大野城市中三丁目15-12	R 6・3・16
宮生マ9	権藤 武宏（フレアス在宅マッサージ宮若施術所）	宮若市本城1150-3	R 6・3・22
飯生柔131	山田 知弘（やまだ針灸整骨院）	飯塚市枝国340-1	R 6・3・19
大野生柔75	酒井 優（乙金整骨院・鍼灸院）	大野城市乙金三丁目24-1 イオン乙金ショッピングセンター内	R 6・3・15
嘉敏生柔14	吉見 亮太（一心球整骨院）	嘉穂郡桂川町大字土師2237-1	R 6・3・4
飯生はき47	山田 知弘（やまだ針灸整骨院）	飯塚市枝国340-1	R 6・3・19
大野生はき33	福永 貴浩（株式会社オフアサポート 訪問マッサージ ハートナー）	大野城市中三丁目15-12	R 6・3・16
粕生はき42	深川 柱溶（ぶらす鍼灸治療院 糟屋店）	糟屋郡篠栗町大字尾仲110番地5	R 6・2・1
粕生はき43	立山 裕真（ぶらす鍼灸治療院 糟屋店）	糟屋郡篠栗町大字尾仲110番地5	R 6・3・21

福岡県告示第275号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日

直生マ33	朝原 幸治（さわやかマッサージ）	直方市大字下境1137-42	R 6・2・29
田生マ24	本多 政徳（さわやかマッサージ）	田川市伊加利1908-1-731	R 6・3・31
田生マ45	朝原 幸治（さわやかマッサージ）	田川市伊加利1908-1-731	R 6・2・29

福岡県告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定の辞退年月日
朝倉生はき2	杉山 松男（杉山はり灸マッサージ治療院）	朝倉市来春34-1-102	R 6・3・31
朝倉生はき3	秋山 博信（秋山鍼灸院）	朝倉市小田1806-2	R 6・3・31
粕生はき2	万善 政雄（万善堂治療院）	糟屋郡粕屋町若宮一丁目2-12	R 6・3・31

福岡県告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示す

る。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

住所（所在地）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
筑紫生柔39	吉岡 勇人（二日市整骨院） 筑紫野市二日市中央六丁目4 - 3 1F	吉岡 勇人（二日市整骨院） 筑紫野市紫一丁目3-11-306	R6・2・1

## 公 告

### 公告

福岡県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする特定役務の種類  
建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、管工事
- 2 工事概要等
  - (1) 管工事1
    - ア 工事名  
福岡県庁舎行政棟空調改修工事
    - イ 施工場所  
福岡市博多区東公園
    - ウ 予定工期  
令和6年度から令和9年度まで
    - エ 工事概要  
主要用途 庁舎  
階数 地上11階、地下3階建て

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

延べ面積 76,595㎡

- オ 入札を行う時期  
令和6年度 第2・四半期

### (2) 管工事2

- ア 工事名  
福岡県庁舎警察棟空調改修工事
- イ 施工場所  
福岡市博多区東公園
- ウ 予定工期  
令和6年度から令和10年度まで
- エ 工事概要  
主要用途 庁舎  
階数 地上6階、地下1階建て  
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造  
延べ面積 38,759㎡
- オ 入札を行う時期  
令和6年度 第2・四半期

### 3 競争入札参加者の資格

- 次の(1)から(7)までのいずれにも該当しない者
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれ(1)に該当する者を除く。）

- (4) 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課せられた者であって、当該届出の義務を履行していないもの
    - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
    - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
    - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
  - (5) 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
  - (6) 建設業法第2条第1項に規定する建設工事を営む者で、同法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
  - (7) 建設業法第27条の23第1項の規定による審査を受けていない者
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等（令和6年5月1日から令和7年4月30日まで有効な「福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿」に登録されている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）
- (1) 受付の時期  
この公告の日から入札参加申込期限の令和6年5月28日まで随時受け付ける。
  - (2) 受付の場所  
福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階）  
福岡県建築都市部建築指導課建設業係
  - (3) 提出書類  
提出する書類は、次のとおりとする。
    - ア 令和6年度の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」
    - イ 令和4年10月1日から令和5年9月30日までの審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
  - (4) 提出書類の販売場所  
福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階 福岡県建築都市部建築指導課内）
  - (5) 提出書類の作成に使用する言語等  
申請書の記入は日本語で行うこと。その他の書類で外国語が記載されたものは、

日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- (6) その他  
申請書は、郵送では受け付けないので、必ず持参すること。

5 問合せ先

- (1) 工事の概要に関する問合せ先  
福岡県総務部財産活用課設備管理係  
電話 092-643-3091
- (2) 資格審査申請に関する問合せ先  
福岡県建築都市部建築指導課建設業係  
電話 092-643-3719

---

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（航空レーザー測深測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
久留米市、小郡市	令和6年3月16日から 令和6年11月29日まで

---

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（空中写真測量、数値地形図作成、航空レーザ測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
八女郡広川町新代外	令和6年3月1日から 令和6年8月30日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（航空レーザ測深測量、3級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市、大川市	令和6年3月18日から 令和6年11月29日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（航空レーザ測深測量、3級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大川市、柳川市	令和6年3月26日から 令和6年9月20日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（航空レーザ測深測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
うきは市	令和6年3月28日から 令和6年9月20日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎



- 1 測量の種類  
公共測量（航空レーザー測深測量、3級水準測量）

- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
柳川市大和町、柳川市三橋町、みやま市高田町、みやま市瀬高町、筑後市尾島、筑後市溝口、八女市立花町、八女市川犬	令和 6 年 4 月 2 日から 令和 6 年 9 月 20 日まで

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 4 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市八幡西区	令和 6 年 3 月 19 日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 4 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市小倉南区守恒一丁目ほか	令和 6 年 3 月 14 日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 4 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（空中写真測量：修正数値図化）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福岡市	令和 6 年 3 月 14 日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、久留米市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 4 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（久留米市航空写真撮影・写真地図作成業務）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
久留米市全域	令和 6 年 3 月 29 日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、柳川市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（写真測量による数値地形図作成）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
柳川市	令和6年3月15日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、筑後市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（空中写真測量による修正数値図化）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
筑後市都市計画区域	令和6年3月15日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定によ

り、小郡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（都市計画図修正）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
小郡市全域	令和6年2月29日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福津市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（数値地形図の修正）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福津市全域	令和6年3月25日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（空中写真撮影）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大野城市全域	令和6年3月25日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、広川町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（数値図化：レベル2500 37.94km<sup>2</sup>）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
広川町全域	令和6年3月13日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、筑前町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（筑前町3D都市モデル作成業務）

- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
筑前町全域	令和6年3月22日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、粕屋町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（デジタル撮影）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
粕屋町	令和6年3月22日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 福岡導水事業所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
筑紫野市山口地内	令和 6 年 3 月 5 日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 4 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

基本測量（数値地図25000（土地利用）の作成）

## 2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市、福岡市、大牟田市、直方市、飯塚市、豊前市、筑紫野市、宗像市、古賀市、宮若市、嘉麻市、みやま市、那珂川市、篠栗町、新宮町、久山町、岡垣町、鞍手町、桂川町、筑前町、香春町、添田町、赤村、みやこ町、上毛町及び築上町	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 4 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
---------	-----------

福岡県全域	令和 6 年 3 月 31 日
-------	-----------------

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 4 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

基本測量（空中写真撮影）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市、直方市、行橋市、豊前市、香春町、福智町、荻田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	令和 6 年 3 月 31 日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 4 月 30 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

基本測量（①空中写真撮影、②オルソ作成）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
① 飯塚市、田川市、糸田町、川崎町、大任町、赤村 ② 北九州市、直方市、中間市、宗像市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、鞍手町	令和 6 年 3 月 31 日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大川市	令和6年3月15日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年4月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

基本測量（数値地図25000（土地条件）の作成）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市、福岡市、大牟田市、直方市、飯塚市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、宮若市、嘉麻市、みやま市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、岡垣町、遠賀町、鞍手町、筑前町、上毛町の一部	令和6年3月31日

公安委員会

**福岡県公安委員会告示第95号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和6年4月30日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所

## (1) 講習会の日時

令和6年6月27日（木） 午前10時00分から午後5時30分までの間

## (2) 講習会の場所

福岡県飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署会議室

## (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

## (4) 受講可能人員

20名

## 2 講習の科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

- 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取



扱読本」を必ず持参すること。

- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

**福岡県公安委員会告示第96号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和6年4月30日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和6年6月7日（金） 午後1時30分～午後4時30分	直方市殿町5番31号 直方警察署 会議室	直方警察署
令和6年6月13日（木） 午後1時30分～午後4時30分	糟屋郡柏屋町大字上大隈147番地1 柏屋警察署 会議室	柏屋警察署
令和6年6月20日（木） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市門司区西海岸2丁目3番13号 門司警察署 会議室	門司警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。

- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

**福岡県公安委員会告示第97号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和6年4月30日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和6年7月4日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
令和6年7月11日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和6年7月18日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和6年7月4日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料14,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃

砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。

- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

#### 福岡県公安委員会告示第98号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第19条の2第2項の規定により告示する。

令和6年4月30日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時  
令和6年6月30日（日）午前9時から午前12時までの間
- (2) 講習会の場所  
福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部4階 生活安全部会議室
- (3) 受講対象者  
福岡県内に住所を有する者

#### 2 講習の科目

- (1) クロスボウの所持に関する法令
- (2) クロスボウの使用、保管等の取扱い

(3) 教養効果測定

#### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。